カードローンきゃっする　定型約款　変更履歴

【変更日：令和７年８月１日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
書類名称	カードローンきゃっする利用申込書兼当座貸越契約書兼ローンカード発行依頼書（兼保証委託申込書兼保証委託契約書）	カードローンきゃっする利用申込書兼当座貸越契約書（兼保証委託申込書兼保証委託契約書）	利用申込書兼当座貸越契約書とローンカード発行依頼書の一体化に伴い、書類名称を変更しました。
前文	私は、信金ギャランティ株式会社の保証により、「信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項」を含む以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。なお、借入諸条件については本申込書、カードローン契約規定およびローンカード規定の各条項に、保証条件については保証委託約款の各条項に従い債務弁済の義務を履行します。また、本契約が締結された場合、カードローンきゃっするローンカードを発行して登録住所へ郵送することを併せて依頼します。	私は、信金ギャランティ株式会社の保証により、「信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項」を含む以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。なお、借入諸条件については本申込書、カードローン契約規定およびローンカード規定の各条項に、保証条件については保証委託約款の各条項に従い債務弁済の義務を履行します。	利用申込書兼当座貸越契約書とローンカード発行依頼書の一体化に伴い、カード発行依頼の文言を追記しました。
カードローン契約規定 第１条５項	第１条（取引方法） ５．借主は、自動機における初回の取引時には、金庫から送付される仮暗証番号を使用して取引するとともに、直ちに任意の暗証番号に変更するものとします。	【新設】	利用申込書兼当座貸越契約書とローンカード発行依頼書の一体化に伴い、仮暗証番号および暗証番号の取り扱いについて追記しました。

【変更日：令和７年７月１日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項第３条４項	第３条　契約者は、金庫および保証会社が次の各号の目的のために第１条（６号を除く）により保有した個人情報を利用することに同意します。 ４．金庫および保証会社の加盟先機関および提携先機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに記載されております。なお、信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。 ①　金庫が加盟する信用情報機関 全国銀行個人信用情報センター（個信センター） TEL03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ （株）日本信用情報機構（JICC） TEL0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ ②　保証会社が加盟する信用情報機関 （株）日本信用情報機構（JICC） TEL0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ （株）シー・アイ・シー（CIC） TEL0570-666-414 https://www.cic.co.jp/ ③　個人信用情報機関の相互連携について 個信センター、JICC ならびに CIC は相互連携について	第３条　契約者は、金庫および保証会社が次の各号の目的のために第１条（６号を除く）により保有した個人情報を利用することに同意します。 ４．金庫および保証会社の加盟先機関および提携先機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに記載されております。なお、信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。 ①　金庫が加盟する信用情報機関 全国銀行個人信用情報センター（個信センター） TEL03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ （株）日本信用情報機構（JICC） TEL0570-055-955 https://www.jicc.co.jp ②　保証会社が加盟する信用情報機関 （株）日本信用情報機構（JICC） TEL0570-055-955 https://www.jicc.co.jp （株）シー・アイ・シー（CIC） TEL0570-666-414 https://www.cic.co.jp ③　個人信用情報機関の相互連携について 個信センター、JICC ならびに CIC は相互連携について	信用情報機関〔（株）日本信用情報機構および（株）シー・アイ・シー〕のホームページＵＲＬが変更となったため反映しました。
信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項第８条	第８条　本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内変更できるものとします。 （お問い合わせ窓口） 信金ギャランティ（株）〒104-0031 東京都中央区京橋 3-8-1 TEL03-3538-0810　ホームページ https://www.skgt.co.jp/	第８条　本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内変更できるものとします。 （お問い合わせ窓口） 信金ギャランティ（株）〒104-0031 東京都中央区京橋 3-8-1 TEL03-3538-0810　ホームページ http://www.skgt.co.jp	信用情報機関〔（株）日本信用情報機構および（株）シー・アイ・シー〕のホームページＵＲＬが変更となったため反映しました。

【変更日：令和５年１月１日】

<table>
<tr><th>変更箇所</th><th>変更後</th><th>変更前</th><th>変更理由</th></tr>
<tr>
<td>カードローン契約規定第６条</td>
<td>第６条　借主は、毎月の約定返済日（金庫の休日の場合は翌営業日）に、前月の約定返済日の貸越元金残高に応じ、次に定める金額を返済します。ただし、貸越元金残高が契約極度額を超える場合は、契約極度額を貸越元金残高とみなすものとします。
<table>
<tr><th>残高</th><th>返済額</th></tr>
<tr><td>30万円以下</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>30万円超50万円以下</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>50万円超70万円以下</td><td>15,000 円</td></tr>
<tr><td>70万円超100万円以下</td><td>20,000 円</td></tr>
<tr><td>100万円超200万円以下</td><td>30,000 円</td></tr>
<tr><td>200万円超300万円以下</td><td>40,000 円</td></tr>
<tr><td>300万円超400万円以下</td><td>50,000 円</td></tr>
<tr><td>400万円超</td><td>60,000 円</td></tr>
</table>
２．前月の約定返済日に貸越残高がない場合は、定例返済は行いません。
３．借主は、第２条により新規貸越期限が到来したのちも貸越元利金等を完済するまで約定返済を行います。</td>
<td>第６条　借主は、毎月の約定返済日（金庫の休日の場合は翌営業日）に、前月の約定返済日の貸越元金残高に応じ、次に定める金額を返済します。
<table>
<tr><th>残高</th><th>返済額</th></tr>
<tr><td>30万円以下</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>30万円超50万円以下</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>50万円超70万円以下</td><td>15,000 円</td></tr>
<tr><td>70万円超100万円以下</td><td>20,000 円</td></tr>
<tr><td>100万円超200万円以下</td><td>30,000 円</td></tr>
<tr><td>200万円超300万円以下</td><td>40,000 円</td></tr>
<tr><td>300万円超400万円以下</td><td>50,000 円</td></tr>
<tr><td>400万円超</td><td>60,000 円</td></tr>
</table>
２．前月の約定返済日に貸越残高がない場合は、定例返済は行いません。
３．借主は、第２条により新規貸越期限が到来したのちも貸越元利金等を完済するまで約定返済を行います。</td>
<td>当金庫が令和５年１月に行うシステム更改によって毎月返済額の決定ルールが変更となり、貸越残高が契約極度額を超える場合の返済額が少なくなるため、条文を追加しました。</td>
</tr>
</table>